

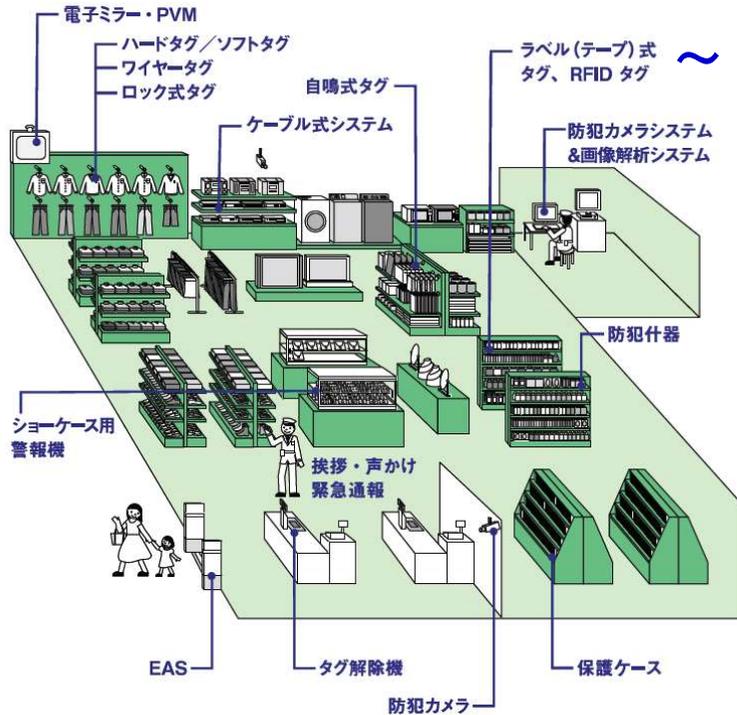
令和3年8月 第5回認定個人情報保護団体連絡会

EAS機器と防犯カメラとロス・プリベンション推進のための工業会

工業会 日本万引防止システム協会のご説明

(略称:工業会JEAS)

～ 防犯民主主義実現に向けて～



紹介内容

- ・設立から現在
- ・認定保護団体としての事業活動の紹介
- ・保護団体の事業内容をHPで紹介・情報公開

我が国の全刑法犯認知件数に占める万引の構成比は平成14年の4.9%から令和2年の14.2%へと極端に悪化しています。またその特性として高齢者の万引犯罪割合増加、マイバック万引の多発、組織的な大量万引による高額被害事案が再び増加するなど、万引犯罪の複雑化、悪質化が定着してきています。



動画による工業会の活動説明

設立から現在(1)

名称：工業会 日本万引防止システム協会（JEAS）
 The Japan Industrial Association of Electronic Article Surveillance Machines.

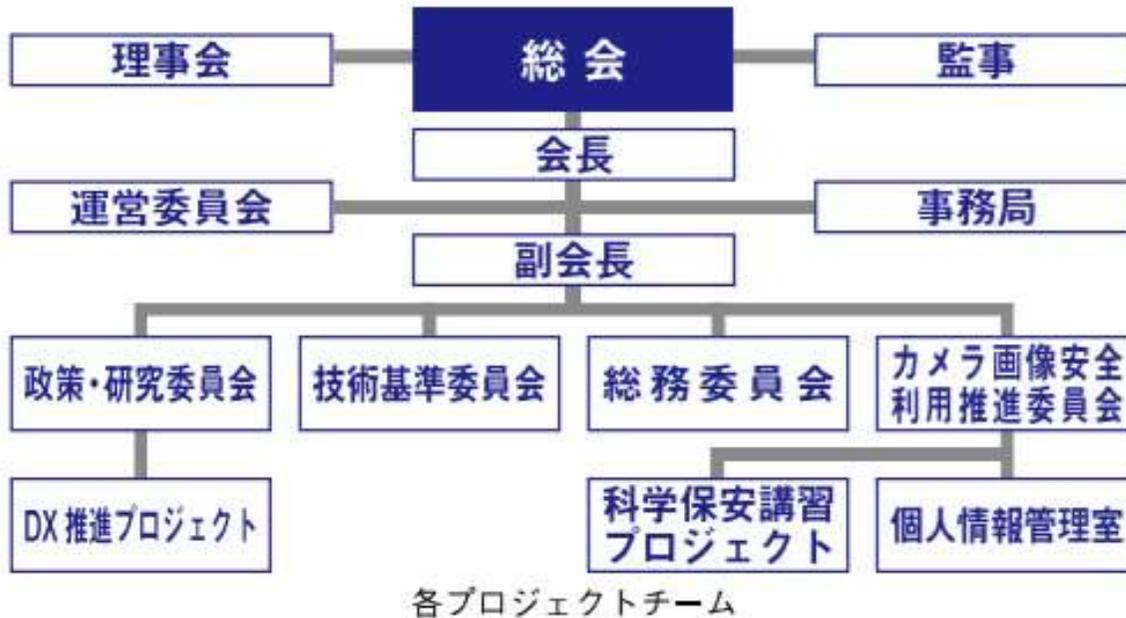
設立：2002年6月

会員数：正会員33社、賛助会員10社、特別会員7団体

認定個人情報保護団体 対象事業者数：12社

事業：万引防止システムの普及を通じた社会貢献（ロス削減、安全安心）

組織：



連絡先：

所在地：〒160-0004 東京都新宿区

四谷 1-6-1 YOTSUYA TOWER 7階

電話：03-3355-2322

ファックス：03-3355-2344

E-mail：infonew@jeas.gr.jp

ホームページ：

<http://www.jeas.gr.jp/>

フェイスブック：

<https://www.facebook.com/JEAS.JAPAN/>

メルマガ：月2回配信

メルマガ：月2回配信

<https://www.jeas.gr.jp/mail.html>



設立から現在(2)

経済産業省・中小企業庁より工業会認定

2018年2月1日より、中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明[分野:電子商品監視機器、防犯カメラ〔赤外線サーモカメラ含む〕]を行う工業会業務開始。

認定個人情報保護団体への申請

2020年9月18日理事会において、EAS機器と防犯カメラ（赤外線サーモカメラ含む）の工業会として認定個人情報保護団体に申請することを決定し、同日個人情報保護委員会に申請し、9月30日に認定団体となる。

認定個人情報保護団体の申請理由

顔認証システムも認識率100%の性能ではありません。各社の開発陣の奮闘で性能面が格段に進化し、マスク装着者の検知率も驚くほどに向上していますが、それでも100%ではありません。顔画像などの登録については、従来と比較し、より簡易になりましたが、すべて自動化されたわけではありません。

さらには、顔画像という紛れもない個人情報を取り扱うため、その安全性を高めるために、JEASでは本年度、推奨顔認証システム制度を開始しました。本年6月の推奨認定試験には私も参加しましたが、指摘事項がゼロだったシステムはありませんでした。その事実を鑑み、私は設計段階で想定される問題点への対処ができれば、より高い安全や個人情報保護が実現できるのではないかとの考えに至りました。

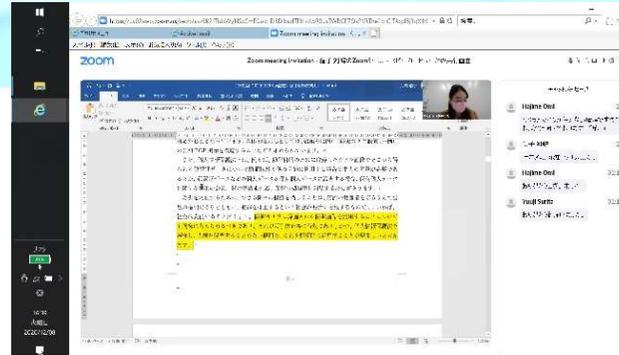
そのためには個人情報保護委員会や経済産業省などのご指導をいただき認定個人情報保護団体になり、PIAプライバシー影響評価的要素を認証制度に組み込んでいくことが必要だと考えます。

2020年9月18日理事会 会長挨拶より



認定保護団体としての事業活動の紹介

2020年12月8日(火)(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)様より、JEAS個人情報保護指針についてご指導をいただきました。消費者のまなざしは、とても厳しく、とても温かいものでした。



カメラ画像利用に関する冊子



2021年1月19日(火)認定個人情報保護団体認定記念行事として、『カメラ利用のためのマルチステークホルダープロセス』という演題で、渋谷書店プロジェクト検証委員会の板倉陽一郎弁護士にご講演を賜りました。50名以上の方が参加し、板倉先生のお話を拝聴しました。なお、理事会決議に基づき、板倉弁護士とは2020年12月4日付けで、会として法律相談等をできるように委託契約を締結しております。

2021年10月22日(金)第1回科学保安講習会を開催します。この講習会は、カメラ画像安全利用推進委員会と保安警備会社メンバーが立案し、当工業会が推奨する安全・安心の顔認証システムを活用し、効果的に安全に保安業務が遂行できるようになることを主眼に置いています。さらに、JEAS認定個人情報保護団体ページの各冊子を正しく理解しながら、防犯情報の活用と防犯会議の進め方を学ぶことで、ロス対策業務の水準向上と生産性向上、プライバシー保護の両立性を目指しております。

<https://www.jeas.gr.jp/pdf/20210603-2.pdf>

工業会 JEAS 認定個人情報保護団体

科学保安 LP 推進店

科学保安講習会 修了証
JEAS 認定講習 No.2021-G001
交付年月日 令和3年10月22日
万 防 太 郎
〇〇〇〇年〇月〇日生
工業会 日本万引防止システム協会
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 YOTSUYA
TEL 03-3355-2322 FAX 03-3355-2344
URL: <https://www.jeas.gr.jp>

顔画像を利用した 来店客検知システム
安全・快適なお店作りのために

現在、画像を使ったシステムがあらゆる分野で急速に導入が進んでいます。このAIソフトは、特に顔画像を利用したシステムに注目し、その経路や用途をスピーディーに正しく学ぶために作成しました。
右に掲載したように、新しい顔認証メッシュや顔認識システムの安全利用のお勧め2017年度版とあわせてご利用ください。

2018年度版

保護団体の事業内容をHPで紹介・情報公開

Industrial Association JEAS認定個人情報保護団体活動について
JEASは国内の工業会として、初めて認定個人情報保護団体に認定されました。

1. 認定個人情報保護団体とは

個人情報保護法は、事業分野や営利性の有無等を問わず、個人情報を取り扱うすべての事業者に適用される汎用的な法律です。そのため、事業分野に応じた個人情報の適切な取り扱いを確保するためには、事業者において自主的な取り組みを確立させることが必要となります。

そこで、個人情報保護法では、事業者の自発的な取組を促進させ、法の趣旨を踏まえて個人情報の保護を推進する目的で、「認定個人情報保護団体」（以下、「認定団体」という。）の制度を設けています。

事業者は、この認定団体の「対象事業者」となることで、個人情報に関わる苦情処理を認定団体を通して行うなど、より公平で適切な個人情報の取扱い確保にむけた体制整備を期待できます。

JEASは2020年9月30日に認定個人情報保護団体として個人情報保護委員会より認定を受け、会員企業の皆様の適切な個人情報の取扱い促進のご支援を目指しています。

- (1) EAS機器と防犯カメラの工業会として認定個人情報保護団体に申請
- (2) 認定個人情報保護団体に関する説明資料
- (3) 認定個人情報保護団体一覧（個人情報保護委員会HP）

2. 対象事業者になることのメリット

- (1) 個人情報に関わる苦情解決に第三者支援が受けられます。
認定個人情報保護団体の対象事業者として、自社のHP等にJEAS個人情報管理室を掲載できます。
JEAS個人情報管理室では、個人情報保護の観点から対応すべき苦情かを判断し、苦情処理対応が必要な場合はJEASが苦情申立人と事業者の仲立ちとなって解決を促進します。
- (2) 情報提供・JEAS資料利用について
国内の法改正、海外での個人情報の取り扱い（GDPR、CBRP、PIA）の動向等、個人情報保護関連の情報をいち早く入手できます。JEAS作成の個人情報保護と利活用に関する各冊子の配布ができます。
- (3) 個人情報保護法遵守と利活用に関する研修会に優先的に参加できます。
JEAS事業者への情報提供の実例 **NEW**
- (4) 相談・助言について
個人情報保護に関わるお悩みについて相談できます。
- (5) 匿名加工情報等への対応
匿名加工情報の取り扱い（加工ルール等）についてもユーザー企業の実態に即した形で情報提供していく予定です。

3. 個人情報保護法遵守と利活用を進めていく上での方針とポリシー

- (1) JEAS個人情報保護指針第2版（令和3年4月5日） **NEW**
※報道例 警備保障タイムズ令和3年5月1日号 **NEW**

4. 対象事業者の登録に必要な申請書類

- (1) 申請フォーム Word PDF
※申請フォームの本文中にある個人情報保護指針や業務規程などは本HPをご参照ください。
※申請は会員であることが前提です。申請費用は掛かりません。
※会員各社の規定やプライバシーポリシーへの追記修正事項の必要は特段ありません。
- (2) 登録済みの対象事業者 **NEW**

5. 規程と規則

- (1) 業務実施規程
- (2) 苦情処理規則
- (3) 研修等業務規則
- (4) 認定業務監督規程
※苦情処理に要する交通費及び出張旅費の負担については、苦情処理規則を参照ください

6. 関連資料<本資料の使用は会員限定>

- (1) 防犯カメラや画像認識システムの安全利用のお勧め2017年度版
- (2) 顔画像を利用した来店客検知システム2018年度版
- (3) 小売業向け万引防止用「推奨顔認証システム制度」について
- (4) 人的警備と画像システム（顔認証&VMS等）の効果的活用
（裏面 個人情報保護法を遵守した「防犯情報の共同利用」公開に賛同）
- (5) 正しい活用と個人情報配慮を解説したサーモカメラ・ガイドライン

7. 関連情報

- (1) JEAS新ロゴのイメージ案



- (2) 今回の記念として
認定個人情報保護団体手交の様子（PPCサイト） 記念冊子 認定個人情報保護団体へ
セキュリティ産業新聞10月25日号「顔認証技術は民主的利用を基底とする」証明の旅

8. 問い合わせ先:

工業会 日本万引防止システム協会 カメラ画像安全利用推進委員会 個人情報管理室
住所: 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 YOTSUTA TOWER 7F
電話: 03-3355-2322 ファックス: 03-3355-2344
E-mail: infonew@tam-jeas.gr.jp
受付時間: 午前10時~午後4時（土日祝日及び年末年始を除く。）

<https://www.jeas.gr.jp/intro09.html>

All rights reserved.